

大分運輸支局	大分運輸支局の管轄区域内	大分
宮崎運輸支局	宮崎運輸支局の管轄区域内	宮崎
鹿児島運輸支局及び大島自動車検査登録事務所	鹿児島運輸支局及び大島自動車検査登録事務所の管轄区域内	鹿児島
沖縄総合事務所陸運事務所、宮古運輸事務所及び八重山運輸事務所	沖縄総合事務所陸運事務所、宮古運輸事務所の管轄区域内	沖縄

鹿児島 鹿屋自動車検査登録事務所

鹿屋 鹿屋自動車検査登録事務所

鹿屋自動車検査登録事務所

鹿屋自動車検査登録事務所

鹿屋自動車検査登録事務所	鹿屋自動車検査登録事務所	鹿屋自動車検査登録事務所
鹿屋自動車検査登録事務所	鹿屋自動車検査登録事務所	鹿屋自動車検査登録事務所
鹿屋自動車検査登録事務所	鹿屋自動車検査登録事務所	鹿屋自動車検査登録事務所

土浦	改正No.
つくば	

附則

1 この省令は、平成十八年十月十日から施行する。ただし、第三条及び第五条の規定は、平成十九年一月十三日から施行する。(経過措置)

2 この省令(前項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前に道路運送車両法の規定により登録された自動車登録番号又は指定を受けた車両番号であつて、この省令の施行により新たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車両法施行規則第三十六条の十七、第三十六条の十八若しくは第六十三条の二第四項に規定する基準に適合しなくなったものについては、これらの規定に規定する基準に適合するものとみなすことができる。

○環境省令第一十六号 南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)第三条第五号及び第十三号並びに第七号第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十一日 環境大臣 小池百合子 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成九年総理府令第五十三号)の一部を次のように改正する。 別記第二十七南極特別保護地区を次のように改める。

第二十七南極特別保護地区

ハズウェル島

この地区は、南緯66度31分10秒東経92度59分20秒の地点を起点とし、同地点から南緯66度31分10秒の緯度線を東進し、南緯66度31分10秒東経93度3分の地点に至り、同地点から東経93度3分の経度線を南進し、南緯66度32分30秒東経93度3分の地点に至り、同地点から南緯66度32分30秒の緯度線を西進し、南緯66度32分30秒東経93度1分の地点に至り、同地点から東経93度1分の経度線を北進し、南緯66度31分45秒東経93度1分の地点に至り、同地点から南緯66度31分45秒の緯度線を西進し、南緯66度31分45秒東経92度59分20秒の地点に至り、同地点から東経92度59分20秒の経度線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

(地図)

